事業主・労働者の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

# 新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金について

**令和４年10月１日から令和５年３月31日**までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
② 新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

＊詳細は裏面をご参照ください。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。**

## 【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者１人につき、**対象労働者の日額換算賃金額※1×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※１　各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額あり）

| 休暇取得期間 | 日額上限額 | 申請期限※2 |
|---|---|---|
| **令和４年10月１日～11月30日** | 8,355円 | 令和５年**１月31日（火）必着** |
| **令和４年12月１日～令和５年３月31日** | | 令和５年**５月31日（水）必着** |

※２　令和３年８月１日～令和４年９月30日までの休暇に係る申請受付は原則として終了しています。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和５年６月30日まで）です。

Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業 等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合

Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ、事業主が申請を行う場合

### 労働者の皆さまへ

都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。

⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」

### 事業主の皆さまへ

① **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は厚生労働省ホームページにて確認ください。
**申請書は、厚生労働省HP**から印刷してください。

新型コロナ 休暇支援　検索

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**２種類の様式**があります。
＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

② 申請書の提出方法
本社所在地を管轄する**都道府県労働局　雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。
※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。（宅配便などは受付不可）
※令和４年11月から、東京労働局の郵送先を変更しています。東京都内に本社が所在する事業主の皆様はご注意下さい。
詳細は東京労働局HP　トップ＞「小学校休業等対応助成金の申請書の提出方法についてご注意下さい」をご確認下さい。

**お問い合わせはコールセンターまで**

『**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』（７月から電話番号が変わりました）
（フリーダイヤル）**0120-876-187**　受付時間：９：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

## ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

### 「臨時休業等」とは

・**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼**があった場合が対象となります。
**なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。
※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。
※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

### 「小学校等」とは

・**小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
・**放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
・**幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など**

## ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

ア）**新型コロナウイルスに感染した**子ども
イ）**新型コロナウイルスに感染したおそれのある**子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
ウ）**医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する**子ども

※　学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## ③対象となる保護者

・**親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）**であって、**子どもを現に監護**する者が対象となります。
・**各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。**

※　業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

## ④対象となる有給の休暇の範囲

### 日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

**「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。**
・学校：**授業日**　※日曜日や夏休みなどは対象外（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
・その他の施設（放課後児童クラブなど）：**本来施設が利用可能な日**
**「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。**
・**授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日**

### 半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・**対象**となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

### 就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

### 年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

### 労働者に対して支払う賃金の額

・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限額(上限額は表面参照)を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

令和４年11月30日作成

事業主・労働者の皆さまへ

厚生労働省・都道府県労働局

# 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内

## 小学校休業等対応助成金とは

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額(※)を支給する制度です。※１日当たりの日額上限額については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

**■労働者の皆さまへ【相談窓口のご案内】**

都道府県労働局**『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』**は、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。

⇨ **ご相談は裏面の特別相談窓口一覧まで**

## 休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請のご案内

- 労働局からの本助成金の活用の働きかけに**事業主が応じない場合に**、新型コロナウイルス感染症対応**休業支援金・給付金の仕組みにより労働者（大企業に雇用される方はシフト制労働者等の方に限られます）が直接申請**することが可能です。
- 労働者の方が利用を希望する場合、裏面の**都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』にご連絡ください。**まずは、労働局から事業主に、小学校休業等対応助成金の活用の働きかけを行います。それでも事業主が**助成金の活用に応じない場合**には、**労働者の方から休業支援金・給付金の支給申請ができるよう、労働局から事業主に必要な協力の働きかけ**を行います。

### ◎休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請の対象について

**以下を満たすことを前提**に、**休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合**に、**対象**となります。

① 労働者が労働局に小学校休業等対応助成金の相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の**働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかった**こと

② 新型コロナウイルス感染症への対応としての**小学校等の臨時休業等のために仕事を休み**（※１、２）、その**休んだ日時について、賃金等が支払われていない**（※３）こと

※１　保育所等の利用を控える依頼への対応のためや、新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をするために休んだ場合を含みます。

※２　休むことを事業主に連絡しておらず、当該休みを事業主が事後的にも正当なものとして認めていない場合（いわゆる「無断欠勤」）は対象になりません。

※３　年次有給休暇を取得した場合は賃金等が支払われているものと扱います。

③ 休業支援金・給付金の申請に当たって、当該労働者を休業させたとする扱いとすることを事業主が了承すること。また、休業支援金・給付金の申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

### ◎事業主の皆様へのお願い

- 休業支援金・給付金には**事業主負担はありません**。
- 休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」という取扱いをすることをもって**事業主の労働基準法第26条の休業手当の支払い義務について判断されるものではありません**。
- 労働者が学校休業等のために**休んだこと**、その**休みを事業主として認めたこと**（いわゆる無断欠勤ではないこと）自体には争いがない場合は、このことをもって、休業支援金・給付金の申請に当たり「休業させた」とする取扱いとさせていただくことをお願いするものです。

⇨ **都道府県労働局から上記③のご協力を依頼した際には、このことをご理解いただき、**労働者の方が休業支援金・給付金を申請するに当たって事業主記載欄の記入などにご協力をお願いします。

**その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにてご確認ください。**

**●小学校休業等対応助成金について**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page_L07_00002.html

新型コロナ 休暇支援　検索

**●新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について**

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

休業支援金　検索

## 休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請に関するＱ＆Ａ

**Q1** 事業主に自分で助成金のことを言い出しにくいのですが、**まずは自分で事業主に相談する必要がありますか？**

**Ａ１　事業主との相談を経ずに労働局にご相談いただくことも可能**です。
例えばご本人から事業主に相談しづらい場合など、労働局にご相談いただいたら、ご相談者の意向を踏まえ、事業主に働きかけ等を行います。

**Q２　休業させたことの確認**が事業主から得られなければ休業支援金による個人申請はできないのですか？

**Ａ２　労働局から事業主に個人申請について働きかける段階で、事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも、**労働局は**まずは申請を受け付け**、引き続き事業主に休業させたことの確認を行います。

**Q３**　休業支援金の**申請書の作成に事業主が協力してくれません。**どうしたらいいですか？

**Ａ３**　休業支援金の支給要件確認書の記載に事業主が協力してくれない場合、**そのまま申請書を提出いただいて、労働局から事業主に確認を行うことも可能**です。

**Q4** 休業支援金による個人申請の**申請先はどこ**ですか？

**A4** まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局**「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」にご相談ください。**

＊連絡先は下記をご参照ください。

## 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口（令和５年６月30日まで）

**受付時間　8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）**

| 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 | 都道府県 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 011-709-2715 | 東京 | 03-6867-0211 | 滋賀 | 077-523-1190 | 香川 | 087-811-8924 |
| 青森 | 017-734-6651 | 神奈川 | 045-211-7380 | 京都 | 075-275-8087 | 愛媛 | 089-935-5222 |
| 岩手 | 019-604-3010 | 新潟 | 025-288-3511 | 大阪 | 06-6949-6494 | 高知 | 088-885-6041 |
| 宮城 | 022-299-8844 | 富山 | 076-432-2740 | 兵庫 | 078-367-0850 | 福岡 | 092-411-4764 |
| 秋田 | 018-862-6684 | 石川 | 076-265-4429 | 奈良 | 0742-32-0210 | 佐賀 | 0952-32-7218 |
| 山形 | 023-624-8228 | 福井 | 0776-22-3947 | 和歌山 | 073-488-1170 | 長崎 | 095-801-0050 |
| 福島 | 024-536-2777 | 山梨 | 055-225-2851 | 鳥取 | 0857-29-1701 | 熊本 | 096-352-3865 |
| 茨城 | 029-277-8295 | 長野 | 026-223-0551 | 島根 | 0852-20-7007 | 大分 | 097-532-4025 |
| 栃木 | 028-633-2795 | 岐阜 | 058-245-1550 | 岡山 | 086-224-7639 | 宮崎 | 0985-38-8821 |
| 群馬 | 027-896-4739 | 静岡 | 054-252-5310 | 広島 | 082-221-9247 | 鹿児島 | 099-223-8239 |
| 埼玉 | 048-600-6210 | 愛知 | 052-857-0312 | 山口 | 083-995-0390 | 沖縄 | 098-868-4380 |
| 千葉 | 043-306-1860 | 三重 | 059-226-2110 | 徳島 | 088-652-2718 | | |

| | |
|---|---|
| **小学校休業等対応助成金**についてのお問い合わせ | 【コールセンター】　0120-**876**-187（フリーダイヤル）<br>↑７月から電話番号が変わりました<br>受付時間　9:00～21:00 ※土日祝日含む |
| **休業支援金・給付金**についてのお問い合わせ | 【コールセンター】　0120-**221**-276（フリーダイヤル）<br>受付時間　月～金　8:30～20:00 / 土日祝8:30～17:15 |

小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の**申請に関するトラブル**について

●労働者の皆様へ：小学校休業等対応助成金や休業支援金・給付金の申請に関連して、解雇、雇止めなどの職場のトラブルなどがあれば、**総合労働相談コーナーにご相談ください。**同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引き下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、**ワンストップで相談の受付等を行っています。**

●事業主の皆様へ：休業支援金の申請や小学校休業等に伴って仕事を休んだ期間の賃金の扱いについて**相談したことを理由に、解雇など不利益な取扱いを行うことは許されるものではありません。**このような場合について、労働局において、労働者からの相談を受け付け、事案に応じて、事業主に対して、個別労働紛争解決促進法に基づく指導等を行うことがあります。**小学校休業等対応助成金及び休業支援金・給付金の仕組みによる申請について、ご理解とご協力をお願いします。**

**総合労働相談コーナーのご案内**

**厚生労働省　都道府県労働局雇用環境・均等部（室）**

令和４年11月30日作成

[令和４年11月30日作成]

厚生労働省

# 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について

**小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

**【支援の内容】 令和４年10月１日から令和５年３月31日まで**の間において、**仕事ができなかった日**について、１日当たり**以下の金額を定額**

| 仕事ができなくなった期間 | 金額（１日当たり定額） | 申請期限 |
|---|---|---|
| 令和４年10月１日～11月30日 | 4,177円 | 令和５年**１月31日（火）必着** |
| 令和４年12月１日～令和５年３月31日 | | 令和５年**５月31日（水）必着** |

**【支援の対象となる方】**※（1）～（4）のいずれにも該当する方が対象

## （１）保護者であること

○ **親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）**であって、**子どもを現に監護する者**が対象となります。

○ **上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。**

## （２）①又は②の子どもの世話を行うこと

① **新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども**

○ **「臨時休業等」とは**

**新型コロナウイルス感染症に関する対応として、**
- **小学校等が臨時休業した場合**
- **自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合**

をいいます。

なお、**保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外**です。
※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。
※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象になります。
※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象になります。

○ **「小学校等」とは**

- **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、**特別支援学校**（全ての部）
  ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- **放課後児童クラブ、放課後等デイサービス**
- **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等**

② **新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある**（※）**子ども**

- **新型コロナウイルスに感染した子ども**
- **新型コロナウイルスに感染したおそれがある子ども**（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者）
- **医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども**

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## （３）小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○　「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、**仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約**のことをいいます。

**契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるもの**が申請には必要となります。

○　**契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと**

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○　**臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること**

○　**契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること**

〈例〉
- 業務従事や業務遂行の態様　（業務の内容　など）
- 業務の場所　（業務を行う場所や施設　など）
- 業務の日時　（業務を行う予定の日、開始日と終了日　など）

○　**業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること**

- 時間や日を基礎として計算されるもの
- 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの

など、**作業量や成果物により、報酬が支払われるもの**が該当します。

## （４）小学校等の臨時休業等により、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に仕事ができなくなったこと

○　「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

**あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時**のことをいいます。
業務量、契約期間などから、**業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。**

○　**日曜日、夏休みなどの扱い**

（２）①に該当する子ども
- 学校：対象となるのは**授業日**　※**日曜日や夏休みなどは対象外**（夏休み期間が延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象）
- **その他の施設**（放課後児童クラブなど）：**本来施設が利用可能な日**が対象

（２）②に該当する子ども
- 授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために仕事を取りやめた日

◎ **支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、**
**小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター（７月から電話番号が変わりました）**
**０１２０－８７６－１８７（受付時間：９：00～21：00）**※土日･祝日含む

臨時休業　個人委託　検索

◎ **申請書の提出先**
**〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号**
**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）
**必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。**
**（宅配便などは受付不可）**

※表面の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、**受付センターへの到達日が申請期間を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められません**ので、ご留意ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。(印刷できない場合はコールセンターにご連絡下さい。)
〈支援金HP〉　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。